

ショートステイサービスセンター富士見王寿園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人王寿會が開設するショートステイサービスセンター富士見王寿園（以下「センター」という。）が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、管理栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 短期入所生活介護の提供に当たって、センターの生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、センターの生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 ショートステイサービスセンター富士見王寿園

所在地 愛知県豊橋市南大清水町字富士見 858 番 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

医				師	…	1名以上		
生	活	相	談	員	…	1名以上		
介	護	職		員	…	13名以上		
看	護	職		員	…	2名以上		
機	能	訓	練	指	導	員	…	1名以上
管	理	栄	養	士	…	1名以上		
調	理			員	…	2名以上		

・従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

① 併設利用型 10名（ユニット型個室 10床）

② 空床利用型 地域密着型特別養護老人ホームの定員29名以内（ユニット型個室29名）

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証記載の負担割合を乗じた額とする。

- ① 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上のお世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ レクリエーション及び行事
- ⑤ 送迎
- ⑥ 夜間看護体制
- ⑦ 緊急時ネットワーク体制
- ⑧ 療養食

2 第9条における通常事業の実施地域を越えて行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、片道15キロメートル未満 … 無料

② 実施地域を越えた地点から、片道15キロメートル以上 … 片道500円

3 センターは前項の額の支払を受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

1) 滞 在 費 … 2066円(ユニット型個室1日あたり)

2) 食 費 … 朝食320円、昼食675円、夕食450円(1日あたり)

3) 理 美 容 費 … 実費

4) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 センターは、前各項に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族代表者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族代表者に対し説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 センターは、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供領収書を利用者に対して交付することとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 天災やその他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 センターは利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への連絡等の措置を講じ、速やかに東三河広域連合、市町村及び利用者の家族、利用者にかかわる居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡をするとともに、顛末記録、再発防止策に努めその対応を協議する。

2 センターは利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常事業の実施地域は、豊橋市、田原市一部(旧田原町)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

② 地域密着型特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は地域密着型特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第11条 センターは、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理及び職員等の健康管理)

第12条 センターは短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

2 センター及び管理者は、生活相談員等に対し感染症等に関する基本的知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 センターは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各項に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 センターにおける虐待の防止の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること
 - 3 センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること
 - 4 センターにおいて、介護職員その他の従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること
 - 5 第2項から第4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(その他運営についての留意事項)

第14条 センターは、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用時直前1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人王寿會とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和 6年 3月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。